

高速自動車国道東九州自動車道新設工事等の事業認定  
に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成24年 7 月25日 (水)
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 高速自動車国道東九州自動車道新設工事等の事業認定関係
4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次の通りであった。

- ・ 九州は本州等からの物流が多いが、東九州自動車道が整備されると、北九州から本件区間を経由する物流の増加が見込めるのではないか。また、東九州自動車道の整備による九州全体に及ぶ公益性を強調してもよいのではないか。
- ・ 都市計画決定がある本件事業において、代替ルートの検討をしていないのは、従来からの慣例・運用であるということと、本件の都市計画決定時に検討が行われているなどの実質的な判断があるからではないか。
- ・ 意見書等で提案されている「山すそルート」については、都市計画等によるもののように多様な観点からの検討を経たものではないことと、技術的な観点等からの問題が指摘されうるということなのではないか。
- ・ ルート等に関する意見については、意見対照表の認定庁の見解にあるようなことを説明し、理解してもらうことはできるのではないか。
- ・ これまでの案件の中で、本件は埋蔵文化財包蔵地が一番多いのではないか。